

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年1月11日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
大和ハウス工業(株)伊達市大滝区の社有林『共創共生の森』での間伐促進による CO2 吸収事業			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名 (フリガナ)	大和ハウス工業株式会社 (ダイワハウスコウギョウカブシキカイシャ)		印
住所	大阪市北区梅田3丁目3番5号		
代表者氏名	上川幸一	代表者役職	上席執行役員本店長
担当者氏名	宇賀田 和巳	担当者 所属部署・役職	大阪都市開発部 開発部 次長
担当者 E-mail	ugata@daiwahouse.jp	担当者電話番号	06(6342)1405
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	プロジェクト代表事業者と同じ		
プロジェクト参加者名	-		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	大和ハウス工業株式会社		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報																									
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>(目的)</p> <p>北海道伊達市大滝区に当社が所有している山林の一部 109.27ha を森林施業計画に基づき、適切な間伐の実施により対象森林の健全性を確保するとともに、CO2 吸収量のクレジット化を目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>環境と「共創共生」をテーマとする大和ハウス工業株式会社が、北海道伊達市大滝区優徳町、大滝区北湯沢町の当社所有地で森林による CO2 吸収量をクレジット化し、他社に販売することなく当社事業活動を通じてオフセットするもの。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>C.1 適用方法論 R001 ver.4.1</p> <p>C.2.1 条件 1 プロジェクト実施地は森林法第 5 条が定める森林である。</p> <p>C.2.2 条件 2 ①森林施業計画書の中で、プロジェクト実施地は「人工林除伐」と分類されているが、これは森林施業地全域では維持すべき材積に達していないため、当該地を間伐として選択できなかったことから分類されている。 しかし、対象事業地は間伐を実施すべき標準的な林齢(伊達市森林整備変更計画)を超えており、2009 年度から同事業地内で毎年度間伐作業を実施している。 当該事業の内容について施業計画認定者の伊達市は、材木の育成過程で林分内の密度を下げる為に間引きとして実施する「人工林間伐」であると認めている。</p> <p>②伊達市では、京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標を達成するため特定間伐等の取組の強力な推進を目的とした間伐等推進法に基づき、「特定間伐等促進計画」を作成している。 事業地の一部も本エリアに含まれており、同時期に「人工林間伐」を実施している事業地においても同様の実施内容である。</p> <p>C.2.3 条件 3 施業計画の認定番号 <u>21-1</u></p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>「森林・林業基本法」、「森林法」、及び「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に該当し、それぞれの法令は遵守している。</p> <p>【採用技術】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛方ポケットコンパス</td> <td>牛方商会</td> <td>S.63年 10 月</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>VERTEX IV</td> <td>バグロフ</td> <td>H.19年 7 月</td> <td>樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>括約目盛付輪尺</td> <td>HISANAGA</td> <td>H.17年 10 月</td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> <tr> <td>巻尺</td> <td>ヤマヨ</td> <td>H.22年 7 月</td> <td>距離測定</td> </tr> <tr> <td>ハンディ GPS</td> <td colspan="2">モニタリング時購入予定</td> <td>面積、距離測定器</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	導入時期	備考	牛方ポケットコンパス	牛方商会	S.63年 10 月	面積測量機	VERTEX IV	バグロフ	H.19年 7 月	樹高測定器	括約目盛付輪尺	HISANAGA	H.17年 10 月	胸高直径測定器	巻尺	ヤマヨ	H.22年 7 月	距離測定	ハンディ GPS	モニタリング時購入予定		面積、距離測定器
	機器名	メーカー名	導入時期	備考																					
牛方ポケットコンパス	牛方商会	S.63年 10 月	面積測量機																						
VERTEX IV	バグロフ	H.19年 7 月	樹高測定器																						
括約目盛付輪尺	HISANAGA	H.17年 10 月	胸高直径測定器																						
巻尺	ヤマヨ	H.22年 7 月	距離測定																						
ハンディ GPS	モニタリング時購入予定		面積、距離測定器																						

	<p>【モニタリング方法】</p> <p>面積 : GPS及びコンパスによる実測 地位級・成長量:プロット調査により地位級を特定し、北海道の収穫予想表を使用して成長量を特定する。 各種係数 :「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の値を使用する</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>すべて準拠する。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>大和ハウス工業株式会社大阪都市開発部部長を吸収量算定責任者とする。データ収集・算定・管理は、大阪都市開発部 開発部の土木管理グループ担当者が実施する。データ確認及びモニタリング報告書の確認は、開発部次長を吸収量算定確認者とする。内部監査は大和ハウス工業株式会社技術本部、環境部企画温暖化対策推進グループが実施する。(※モニタリング計画書のとおり)</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1)教育・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「プロジェクト開始届」提出時にプロジェクト事業者内で研修会を実施する。 ・モニタリング開始前にプロジェクト事業者が、業務委託先に対し研修会を実施する。 ・モニタリング開始時は、プロジェクト事業者が業務委託先と共同して実施する。 <p>(2)情報の保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データは、大和ハウス工業株式会社情報部門 情報システム部内のサーバーに保管する。保管期限は平成 35 年 3 月 31 日までとする。 ・保存データの管理は、吸収量算定担当者と情報システム部と共同して実施する。 <p>(3)データの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸収量算定確認者と吸収量算定担当者が、モニタリング時に確認する。 ・確認作業は正確性を高めるため、吸収量算定確認者と吸収量算定担当者が各々確認作業にあたる。 <p>(4)内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和ハウス工業株式会社の技術部門・環境部、企画・温暖化対策推進グループが内部監査を実施する。 監査時期は、報告書作成完了時とする。 <p>(5)測定機器の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリブレーションが必要な機器については、説明書に従ってキャリブレーションを行い、またモニタリング調査時には再度点検し動作確認する。 ・キャリブレーション結果の実施記録は、保管し残す。 <p>(※ QA/QC 体制はモニタリング計画書のとおり)</p>
--	---

(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)

実施事業所名: 大和ハウス工業株式会社
 大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 5 号
 プロジェクト実施場所: 北海道伊達市

プロジェクト実施場所

ポイントNo.	林班	小班	小班 分割	面積	樹種	住 所
1	1063	0006		4.16	トドマツ	大滝区優徳町 346の一部
						406の一部
2-1	1063	0009	-1	7.20	トドマツ	大滝区優徳町 349-1の一部
						350の一部
						395の一部
2-2	1063	0009	-2	7.32	トドマツ	346の一部
						349-1の一部
						350の一部
2-3	1063	0009	-3	9.48	トドマツ	342の一部
						346の一部
						349-1の一部
3-1	1063	0012	-1	3.74	トドマツ	大滝区優徳町 340の一部
3-2	1063	0012	-2	0.36	トドマツ	大滝区優徳町 340の一部
3-3	1063	0012	-3	0.50	トドマツ	大滝区優徳町 340の一部
3-4	1063	0012	-4	1.12	トドマツ	大滝区優徳町 341の一部
4	1063	0013		13.52	トドマツ	大滝区優徳町 343の一部
						344の一部
5-1	1063	0014	-1	6.68	トドマツ	大滝区優徳町 343の一部
5-2	1063	0014	-2	1.57	トドマツ	大滝区優徳町 343の一部
						344の一部
6	1063	0015		12.40	トドマツ	大滝区優徳町 344の一部
7	1063	0016		3.60	トドマツ	大滝区優徳町 344の一部
8-1	1063	0019	-1	5.81	トドマツ	大滝区優徳町 345の一部
8-2	1063	0019	-2	0.89	トドマツ	大滝区優徳町 345の一部
9	1063	0020		0.84	トドマツ	大滝区優徳町 346の一部
10	1071	0034		2.60	トドマツ	大滝区北湯沢町 191-1の一部
11	1071	0035		2.52	トドマツ	大滝区北湯沢町 191-1の一部
12	1072	0036		1.80	トドマツ	大滝区北湯沢町 237の一部
13	1072	0038		3.52	トドマツ	大滝区北湯沢町 217-1の一部
						245の一部
14	1072	0041		3.88	トドマツ	大滝区北湯沢町 221-1の一部
						222-1の一部
15	1072	0045		7.04	トドマツ	大滝区北湯沢町 213-2の一部
16	1072	0046		2.88	トドマツ	大滝区北湯沢町 213-1の一部
17	1072	0047		4.80	トドマツ	大滝区北湯沢町 213-1の一部
18	1072	0048		1.04	トドマツ	大滝区北湯沢町 213-1の一部
計				109.27		

＜方法論 R001・R002・R003 のみ＞		109.27 ha					
プロジェクト対象面積		109.27 ha					
プロジェクト期間		2009 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日(4 年 0 ヶ月)					
クレジット期間		2009 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日					
プロジェクト計画開始 届提出日		2011年 11月 21日					
妥当性確認終了日		2012年 1 月 11 日					
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2		87	353	552	603	1595
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.3.0					
適用方法論	方法論番号	R001 ver.4.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト) に関する方法論					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

<p>ダブルカウントの防 止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: <u>環境省「自主参加型国内排出量取引制度」(第 3 期～第 5 期)</u> <u>いずれも目標保有参加者タイプB(栃木、三重、九州、奈良工場)</u></p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: <u>国内クレジット制度 高効率ヒートポンプ更新プロジェクト(PJ0632)</u></p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: <u>国内クレジット制度 住宅におけるコージェネレーションシステムの新設(P29)</u></p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: <u>国内クレジット制度 住宅におけるヒートポンプの導入による給湯設備の新設(P30)</u></p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: <u>国内クレジット制度 住宅における太陽光発電設備の導入(P31)</u></p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: <u>二国間クレジット制度 パイロットプロジェクト事業 省エネ住宅</u> <u>対象分野: 製品CDM 相手国中国 野村総研と共同事業</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※ 第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: 東京都 環境確保条例 「都内中小クレジット」

制度名: 大阪府 温暖化の防止等に関する条例(事業活動のエネルギー対策)

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄
特になし

以上